

野田市用途地域指定基準（素案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市用途地域指定基準（素案）

2 意見の募集期間

令和4年11月17日（木曜日）から令和4年12月16日（金曜日）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数 2人 3件

②提出方法

直接持参	2人	3件
郵送	0人	0件
FAX	0人	0件
Eメール	0人	0件

③政策等に反映した意見 0件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	景観条例（高さ制限等含む）を策定することが先決ではないか。	用途地域指定基準は、市街化区域における建築物の用途、形態等を制限し、適正かつ合理的な土地利用を誘導することで、良好で持続可能な都市の形成を図ることを目的に定めるものです。 現在、景観計画及び景観条例を策定するため、検討を進めているところですが、美しい町並み・良好な都市景観を形成し保全することを目的としているため、策定の主旨が異なっています。 このため、原案のとおりとさせていただきます。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
2	用途変更は地域住民たちへの十分な説明と理解のもとに行ってほしい。	都市計画法に、用途地域などの都市計画の案を作成する場合、公聴会の開催等、市民の意見を反映させる措置を講じるよう定められております。 これまでも、都市計画の案を作成した段階で、計画図書を公に縦覧し、必要に応じて、住民説明会を開催し、多くの市民に理解を得られるよう適正に手続を進めております。 このため、原案のとおりとさせていただきます。	修正無し
3	新たに巨大な倉庫を規制する「まちづくり条例」が必要です。圧迫感と威圧感を減らすために高さ、幅と、建物形状、住宅との距離、間に植える木々との指定、周りの住宅との調和等々、きめ細かく指定した条例が必要です。現在の決まり事では住環境は守れません。こういう条例がないうちは特に大型物流倉庫誘致への用途指定基準変更は地域住民への十分な説明と理解のもとに慎重に行ってほしい。一律に決めないで欲しい。	開発行為や一定規模以上の建築行為が行われる場合、宅地開発指導要綱に基づき、事業者に対して都市計画法や建築基準法などの関係法令を遵守し、建築物の高さや配置など、また周辺環境に配慮した計画とするよう指導しております。 このため、原案のとおりとさせていただきます。	修正無し